



高松市会計年度任用職員登録者募集案内

【一般事務補助員・計量検査補助員募集要項】

高松市では、計量法に基づく特定計量器（はかり）の定期検査の期間中に、はかりの検査業務の一般事務補助及び計量検査補助を行う会計年度任用職員（アルバイト）の登録者を次のとおり募集しております。アルバイトを希望する方は、希望職種の会計年度任用職員として登録していただき、業務が発生した場合に、登録者の中から条件に合う方を選考し、任用する制度です。

1 募集の内容

任用期間	一般事務補助員、計量検査補助員 (和暦奇数年度) 10月から11月までのうち、検査実施日 (和暦偶数年度) 9月から11月までのうち、検査実施日
職務内容	高松市内のコミュニティセンター、総合センター等に出向き、はかりの検査業務の一般事務補助（レジ業務）及び計量検査補助（はかりの運搬、重りの載せ降ろし）を行う。
応募資格	次の要件を満たすこと (1) 就業場所に現地集合ができる人（一般事務補助員・計量検査補助員） 日によって異なる就業場所（市内コミュニティセンター、総合センター等）に直接集合できる人 (2) レジ打ち及び現金収納等を正確に行える人（一般事務補助員） (3) 体力、持久力があり、連続的な力仕事を慎重にこなせる人（計量検査補助員） 屋外で重り（10kg）を載せ降ろす動作を繰り返すため
勤務時間	原則、午前9時30分から午後3時までの1日4、5時間 (一般事務補助員) 平日のうち週4日程度、指定する日に勤務します。 (計量検査補助員) 平日のうち週2～3日程度、指定する日に勤務します。 ※休憩1時間を含みます。 ※業務の必要性により、時間外勤務が発生する場合があります。
休日	上記勤務日以外を休日とします。
給与等	・時給 1,055円（一般事務補助員） ・時給 1,113円（計量検査補助員） ※地域手当相当額を含んだ額となります。 ※別途、本市規程に基づき交通費相当額が支給される場合があります。
社会保険	対象外です。
雇用保険	週20時間以上かつ任期が31日以上となる場合加入します。
災害補償	市の非常勤の職員の公務災害補償制度が適用されます。
勤務場所	市内のコミュニティセンター、総合センター等

■ 次の各号のいずれかに該当する人は申し込むことができません。（地方公務員法第16条（欠格条項））

- 1 禁錮以上の刑に処せられ、その執行を終わるまで又はその執行を受けることがなくなるまでの者
- 2 当該地方公共団体において懲戒免職の処分を受け、当該処分の日から2年を経過しない者
- 3 人事委員会又は公平委員会の委員の職にあって、第60条から第63条までに規定する罪を犯し刑に処せられた者
- 4 日本国憲法施行の日以後において、日本国憲法又はその下に成立した政府を暴力で破壊することを主張する政党その他の団体を結成し、又はこれに加入した者

■ 外国籍の人も申し込むことができます。ただし、在留資格で就労等が制限されている場合は採用されません。

高松市のホームページからも、募集要項、任用申込書、応募原稿用紙をダウンロードできます。

<アドレス> <http://www.city.takamatsu.kagawa.jp>

2 申込（登録）から任用まで

① 登録	高松市くらし安全安心課消費生活センター（高松市役所 1 階 市民相談コーナー内）に、希望職種の高松市会計年度任用職員（一般事務補助員・計量検査補助員）登録申込書を直接、持参ください。 （郵送等による受付はしていません。月～金曜日の午前 8 時 30 分～午後 5 時まで の間で、随時受け付けています。） <u>登録することが任用決定ではありませんので、あらかじめ御了承ください。</u>
② 仕事のご案内	本市でアルバイトを必要とする場合、原則、6 月頃に、高松市くらし安全安心課消費生活センターから連絡します。
③ 承諾・内定	内容を検討いただき、都合がよろしければご承諾ください。採用内定とします。
④ 採用	任用開始当日に指定の勤務場所に登庁してください。採用の手続きを行い、任用します。
⑤ 任用終了後	任用期間終了後は、アルバイトを必要とする業務が生じた場合に、改めて御連絡させていただきます。 ※仕事の御案内は、アルバイトの必要の有無、登録された方の働き方の希望や業務への適性等を 選考した上で行いますので、必ず御案内させていただくというわけではありませんので、御 了承ください。 ※アルバイトの登録後、登録の取消しを希望する場合は、下記問い合わせ先までご連絡くだ さい。

3 服務等

- ・地方公務員法の規定に基づき、採用時は全て条件付きのものとし、原則として、採用後 1 か月を良好な成績で勤務したときに高松市会計年度任用職員として正式採用となります。
- ・会計年度任用職員は一般職の地方公務員であり、地方公務員法上の服務に関する規定が適用され、かつ懲戒処分等の対象になります。ただし、営利企業への従事（兼業）等の制限については、適用除外となります。

4 任用申込書等記入要領

- 1 氏名は、戸籍記載のとおり正確に記入してください。
- 2 「学歴」の欄は、最終学歴から順にさかのぼり、中学校卒業後の学歴を記入してください。
- 3 最後の欄には、必ず自筆で署名の上、押印してください。

問い合わせ・
申込先

高松市役所（1 階）くらし安全安心課消費生活センター
TEL (087)839-2067
〒760-8571 香川県高松市番町一丁目 8 番 15 号